

事務連絡  
平成25年5月22日

環境配慮関連担当者殿

環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の一部改正について

お世話になっております。「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱」について、一部改正があったので、関係書類を送付いたします。

担当 東北農政局農村計画部 事業計画課 環境計画専門官 下河辺 (内4341)  
農地整備係長 玉手 (内4140)

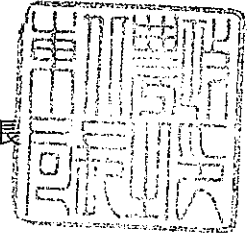




25 北 計 第 50 号  
平成 25 年 5 月 22 日

岩手県知事 殿

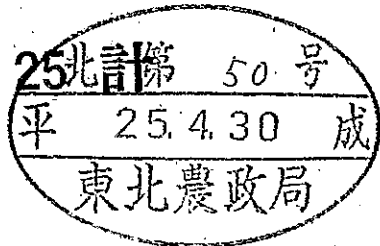
東北農政局長



環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の一部改正について

このことについて、別添写しのとおり平成 25 年 4 月 1 日付け 24 農振第 2407 号をも  
って、農林水産事務次官から依命通知があったので、御了知願います。





東北農政局長 殿

24農振第2407号  
平成25年4月1日

農林水産事務次官

環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の一部改正について

「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱」（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知願いたい。

また、貴局管内の県知事に対しては、貴職から通知願いたい。

以上、命により通知する。

